

## 一般質問における登壇予定者の欠席時の取扱いについて（案）

### 1. 経緯

令和8年3月19日の議運において、質問日・順序が決定した後、一般質問の登壇予定者が体調不良等により、急遽欠席することとなったとき、その質問の取扱いについて、これまでは特段の取決めはなかったため、あらかじめ取決めておいたほうがいいのかとの提案がありましたので、以下のとおりの取扱いとしたい。

### 2. 現行規定等

三重県議会会議規則第39条第4項では、「通告した者が欠席したとき又は発言の順位に当たっても発言しないとき若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。」とされており、また、「議員・職員のための議会運営の実際2」では、「質問は議員個人に専属するものであり、同一会派の議員といえども、これを代理することはできない。」とされています。

このことから、発言通告には誰が質問するかについても含まれており、発言通告期限経過後は、当然には、欠席した議員の代わりに別の議員が質問することはできません。

※過去に、代表・一般質問ともに、登壇者が欠席した事例はありません。

### 3. 今後の取扱いについて

このことから、一般質問における登壇予定者の欠席時の取扱いについては、「質疑・質問等に係る議会運営委員会の申合せ事項」の規定にかかわらず、発言の機会を確保するため、以下のとおりとすることを確認したい。なお、代表質問については、欠席者が出た都度、議会運営委員会で協議することとしたい。

原則として、質問者が決定した後、質問の登壇予定者が欠席した場合については、その定例会議では登壇せず、次の定例会議の一般質問の日（翌年度にわたる場合を含む）に登壇することができる。（任期最後の2月定例会議の一般質問で欠席した場合は、この限りではない。）

ただし、上記にかかわらず、質問通告期限前であれば、議会運営委員会の協議によって、別の取扱いとすることができる。